

社会福祉法人猪苗代福祉会
特別養護老人ホームいなわしろホーム 入所に係る実施要綱

(目 的)

第一条 この要綱は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成14年8月7日)厚生労働省令第104号)及び「福島県指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所に係る指針」に基づき、入所決定過程の透明性と公平性を確保し、要介護度や痴呆度、介護者の状況等を勘案し、緊急度の高い方より優先的に入所していただくことを目的とする。

(入所対象者)

第二条 入所対象者は、要介護3から要介護5までの要介護者及び要介護1又は2の要介護者のうち、居宅において日常生活を営むことが困難なことにについて以下の要件に該当し、特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が認められる者とする。

- 一 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- 二 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- 三 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- 四 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

(入所申込の受付)

第三条 入所の申し込みは、入所申込者及びその家族等(以下「入所申込者等」という。)が、入所申込書(様式第1号)及び入所申込アンケートに記入し、介護保険被保険者証の写しを添付の上、受付確認するものとする。

2項 要介護1または2の方の入所申し込みについては、以下のとおりとする。

- 一 特別養護老人ホームいなわしろホーム(以下「施設」という。)は、特例入所の要件を申込者側に丁寧に説明し、申込者側は、特例入所の要件への該当に関する申込者側の考えを入所申込書等へ記載する
- 二 申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申し立てがある場合には、施設は、入所申込みを受け付ける
- 三 特例入所の要件に該当する旨の入所申込みを受けた場合において、施設は、入所判定が行われるまでの間に入所申込者の介護保険の保険者である市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって意見を求めるなど情報の共有を行う

3項 入所の申し込み時と比較し、入所申込者状況、入所申込者の要介護認定状況、入所申込者の家族状況、住環境、サービスの利用状況等(以下「入所申込者等の状況等」という。)に変化が生じた場合は入所申込者等より施設へ連絡いただくものとし、あわせて入所申込者の介護保険被保険者証及び居宅サービス利用票及び別表の写し(居宅介護サービスを利用している場合)をいただくものとする。なお、要介護度の区分変更、サービスの利用状況については、書類で確認後入所申込者等の状況に反映させる。

4項 施設は入所申込者等の状況等を適切に把握するために、年1回郵送等による現況調査を実施する。この現況調査の回答がなかった入所申込者等は、早急な入所の必要性がないものと判断し入所順位を最下位に下げ、次回調査においても回答がない場合は入所の意思がないものと判断し入所申込者一覧表から

除くことができる。

(入所順位の決定)

第四条 施設は、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、入所順位の決定を合議制により行う。

2 項 委員会の合議を円滑なものにするため、委員会開催 1 週間前を適用締切日とし、当該委員会適用締切日前に入所申し込み受け付けされている入所申込者について入所順位の決定を行う。

3 項 入所申込者等は入所順位決定後であれば、入所順位を施設へ確認することができる。

4 項 入所申込者の入所順位は、入所申込者等の状況、その他の入所申込者等の状況によって順位が上下する場合がある。

(入所検討委員会)

第五条 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員及び第三者委員等で構成し、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

2 項 委員会は、概ね 2 ヶ月に 1 回開催するものとする。また、特段の必要がある場合には、施設長が適宜に開催することができる。

(第三者委員)

第六条 委員会に社会性や客観性及び、透明性並びに公平性を確保するため、第三者委員 1 名を置く。

2 項 第三者委員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 項 第三者委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げない。

(入所順位の基準及び手続き)

第七条 施設は、福島県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所に係る指針に従い、手続きをすすめるものとする。

(秘密保持)

第八条 委員は、正当な理由がなくその業務上知り得た入所申込者等の秘密を、任期後においても他に漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第九条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が決めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日より施行する。